

医療福祉費支給制度(マル福)・境町医療費助成制度(マル境)受給者の方へ

医療福祉費支給制度(マル福)とは、医療福祉対象者が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

境町医療費助成制度(マル境)とは、妊産婦に関する対象疾患以外の受診分について、助成を行っている境町独自の医療費助成制度です。

ただし、各所得判定対象者の所得額が基準額以上の場合は、マル福・マル境は受給できません。



区 分	外来自己負担	入院自己負担	調 剤(保険適用分)
妊産婦 母子手帳交付月の1日～出産予定日の翌月末まで	1回600円 月2回1,200円まで	1日300円 月3,000円まで	自己負担なし
ひとり親家庭(母子・父子) 児童が18歳に到達した最初の3月末まで			
重度障害者	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし

※ひとり親家庭(母子・父子)と重度障害者の区分は、毎年6月に自動更新処理をし、新しい受給者証を発送します

ひとり親家庭・妊産婦(産科)の方 外来の1日の支払いは最大600円まで (1医療機関ごとに月最大1,200円)

◆同じ医療機関にひと月で4日間通った場合のお支払い例(県内)

	1日目	2日目	3日目	4日目
保険証だけの場合	2,800円	500円	1,200円	600円

↓ 受給者証を提示すると...

	1日目	2日目	3日目	4日目
窓口での支払い	600円	500円	3日目以降は無料	

600円に満たない場合はその額を負担

※保険診療以外のもの(予防接種や健診、個室料等)には使えません
 ※妊産婦の方が産婦人科以外の受診に利用する場合は、受給者証を提示せずに、保険証のみで受診をしてください
 後日、役場で払い戻しの申請をお願いします

重度障害者の方 外来の支払いは無料

◆同じ医療機関にひと月で2日間通った場合のお支払い例(県内)

	1日目	2日目
保険証だけの場合	2,800円	500円

↓ 受給者証を提示すると...

	1日目	2日目
窓口での支払い	無料	

※保険診療以外のもの(予防接種や健診、個室料等)には使えません

☆県外の医療機関を受診したとき
 ☆妊産婦の方が産婦人科以外で受診したとき

こんなときは
払い戻しの申請を!

マル福受給者証は使用できません
 保険証のみで受診してください

☆自己負担額が600円未満のとき

役場の窓口にて手続きしてください
 <必要なもの>
 受給者証・保険証・領収書(原本)・印鑑



◆次のときは、保険年金課へ届け出てください◆

- ・住所・氏名・健康保険証(記号・番号)等、届出内容が変わったとき
- ・交通事故や傷害事件等の第三者行為によってケガや病気になったとき
- ・高額療養費や付加給付金があるとき(保険者からの給決定通知書や支給明細書等の提出をお願いします)



お問い合わせ先

境町役場 保険年金課

TEL: 0280-81-1306

医療費助成制度についての
 詳細はこちら→

